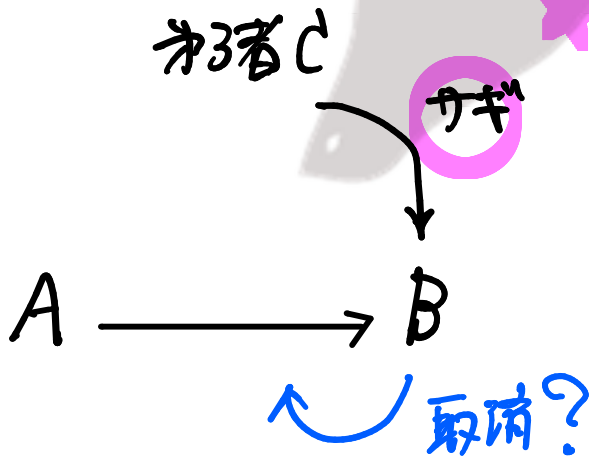


詐欺 宅建 H23-01-2 <<#824>>

【問】正誤をつけよ。

A所有の甲土地につき、AとBとの間で売買契約が締結された。Bは、第三者であるCから甲土地がリゾート開発される地域内になるとだまされて売買契約を締結した場合、AがCによる詐欺の事実を知っていたとしても、Bは本件売買契約を詐欺を理由に取り消すことはできない。



相手方Aが  
悪意/善意有過失  
⇒ Bは取消OK

【答え】誤り

<<ポイント>> 詐欺又は強迫【★入門】

- 1 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。
- 2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り(悪意)、又は知ることができた(善意有過失)ときに限り、その意思表示を取り消すことができる。(民法 96 条 1 項、2 項)

⇒ 相手方が善意無過失のとき、取り消すことができない

《第三者による詐欺/強迫》

	相手方が 善意無過失	善意有過失	悪意
詐欺	×	○	○
強迫	○	○	○